

那須塩原市農業委員会

# 第 1 2 回総会議事録

平成 3 0 年 6 月 2 5 日 (月)

西那須野支所 3 0 0 会議室

1. 開催日時：平成30年6月25日(月) 午後1時30分～ 午後2時17分

2. 場 所：那須塩原市役所 西那須野支所 300会議室

3. 出席委員：19名

会長	15	君島 良一	委員	11	藤田 一郎
会長職務代理者	3	加藤 拓央	〃	12	渡邊 透
委員	1	松本 忠太	〃	13	人見 二三夫
〃	2	島田 晴子	〃	14	大田原 重夫
〃	4	三本木 直人	〃	16	大根田 昇
〃	5	藤田 利男	〃	17	稲垣 政一
〃	6	辻野 京子	〃	18	木村 孝子
〃	7	竹村 文祥	〃	19	室井 孝美
〃	8	益子 文弘	〃	20	石崎 清
〃	10	金田 廣衛			

4. 欠席委員：伊藤 順久委員

5. 議事録署名人の指名：1番 松本 忠太委員、3番 加藤 拓央委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 買受適格証明願いについて（法第5条関係）
- 2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 6) 議案第6号 非農地証明願いについて
- 7) 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 8) 議案第8号 農業中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により市が作成する農用地利用配分計画案の事前協議に対する意見について
- 9) 議案第9号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

7. 出席事務局職員

事務局長	久留生利美	農地係長	新巻昭美	農地係主査	印東恵
局長補佐兼農政係長	金子 嘉	農地係主事	田端政則		

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

事務局長 会議の前に議案の追加につきましてご説明したいと思います。

追加議案書をご覧ください。

1枚目が、議案の追加に伴い差し替えをお願いする「次第」でございます。

議案第9号が追加となる議案でございます。

それでは、那須塩原市農業委員会第12回総会の開会に先立ち、会長からご挨拶を頂きます。

君島会長 《挨拶》

事務局長 総会の議長につきましては、那須塩原市農業委員会総会規則第5条の規定に従いまして、会長が務めることとなります。

よろしく願いいたします。

《開会のブザー》

議長 ただ今より、那須塩原市農業委員会第12回総会を開会いたします。

本日は、伊藤順久委員より欠席する旨の届出を受けております。

在任委員20名、出席委員19名、過半数となりますので総会は成立していることを報告いたします。

次に「議事録署名人の指名」を行います。

議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。

総会規則に基づき議長が指名することをご異議はございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議席番号1番 松本忠太委員と議席番号3番 加藤拓央委員を指名いたします。

それでは議事に入ります。

議案第1号「買受適格証明願いについて」を議題といたします。

番号1番、2番について三本木直人委員の報告を求めます。

三本木直人委員 議案第1号、番号1番について調査班を代表して報告します。

競売となった農地の入札に参加するため、願い出人の事業計画が農地法第5条の許可要件に適合であるとする農業委員会の証明が必要となったものです。

願い出人、土地所有者、債務者・債権者、土地の所在・地目・面積・入札情報は議案書記載のとおりです。

競売地は東北中間自動車道西那須野塩原インターチェンジより南西へ約500メートルに位置しています。

現地調査は6月21日、午前9時55分頃に行いました。

競売地は都市計画法上の準工業地域内にあるので第3種農地区分となり許可の対象となります。競売への参加目的は、申請地への貸倉庫を建築する予定です。

事業計画は、競売地に建築する内容となっています。

上水道は市の施設を利用し、汚水は合併処理浄化槽にて敷地内処理とします。

雨水は敷地内にて地下浸透処理します。

敷地の周囲にフェンス等を設置し土砂の流出を防止する計画です。

現地を確認した結果、農地転用は可能であるとして願い出人が入札に参加することに問題は無

いと判断しました。

地元調査員・調査班ともに証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終ります。

議案第1号、番号2番について調査班を代表して報告します。

競売となった農地の入札に参加するため、願い出人の事業計画が農地法第5条の許可要件に適合格であるとする農業委員会の証明が必要となったものです。

願い出人、土地所有者、債務者・債権者、土地の所在・地目・面積・入札情報は議案書記載のとおりです。

競売地は東北中間自動車道西那須野塩原インターチェンジより南西へ約500メートルに位置しています。

現地調査は6月21日、午前10時頃に行いました。

競売地は都市計画法上の準工業地域内にあるので第3種農地区分となり許可の対象となります。

競売への参加目的は、申請地での貸駐車場の整備です。

事業計画は、競売地に貸駐車場、普通車11台分、大型車18台分を整備する内容となっています。

給排水の計画はありません。雨水は雨水浸透槽を場内に設置し、区域内にて処理します。

敷地の周囲にフェンスを設置し土砂の流出を防止する計画です。

現地を確認した結果、農地転用は可能であるとして願い出人が入札に参加することに問題は無いと判断いたしました。

地元調査員・調査班ともに証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終ります。以上です。

議長 報告が終わりました。

番号1番及び2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので三本木直人委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番及び2番については証明することに決しました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について石崎清委員の報告を求めます。

石崎清 委員 議案第2号、番号1番について調査結果を報告します。

農地を売買する申請です。

譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。

調査は6月13日、午後7時頃、申請地・申請人宅で申請人から行いました。

申請地は市立黒磯北中学校より南へ約700メートルに位置しています。

売買する理由としては、譲渡人は、作付するのに自宅から距離があるため、自己所有地に隣接している知人に売買する話がまとまり申請に至ったとの事です。

譲受人の経営状況、譲受人は水田10ヘクタールを家族3人で行っております。

申請地への耕作予定は、稲作を作付するとの事です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号1番の申請は許可相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終ります。以上です。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので石崎清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

番号2番について加藤拓央委員の報告を求めます。

加藤拓央 委員 議案第2号、番号2番について調査結果を報告します。

農地を売買する申請です。

譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。

調査は6月23日、午後5時頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地はJR那須塩原駅より南へ約3キロメートルに位置しております。

売買する理由としましては、譲渡人は高齢となり農作業が困難なため、譲受人は以前より借地として利用しておりましたが、この度土地を売りたいとの事で、今まで借りていた譲受人が引き続き耕作するという事になりました。

譲受人の経営状況は、水稲作付を4.2ヘクタール、野菜86アールを作付しております。

申請地の耕作予定ですが、ネギ・ニンニク・その他の野菜の作付けを予定しております。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号2番の申請は許可相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終ります。

報告が終わりました。

議長 番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので加藤拓央委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

番号3番について渡邊透委員の報告を求めます。

渡邊透 委員 議案第2号、番号3番について調査結果を報告します。

農地を売買する申請です。

譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。

調査は6月19日、午後5時30頃、申請宅で申請人から行いました。

申請地はアグリパル塩原から北西へ約350メートルに位置しています。

売買する理由としては、譲渡人は現在営農をしておらず、今後も営農を再開する予定がないためとのことです。

譲受人の経営状況は酪農を営んでおり、現在成牛190頭・育成牛50頭・和牛1頭を飼育し、農地は20ヘクタール作付けしております。

申請地での耕作予定は飼料作物を作付けするとのことです。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。  
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認しました。  
番号3番の申請は許可相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終ります。

議長 報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので渡邊透委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

次に議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について金田廣衛委員の報告を求めます。

金田廣衛 委員 議案第3号、番号1番について調査班を代表して報告します。

申請人が所有する農地で太陽光発電事業を行うための申請です。

申請人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地はJR西那須野駅より北へ400メートルに位置しています。

現地調査は6月21日、午前9時35分頃に行いました。

申請地の立地状況として申請地は、都市計画法上の第1種住居地域内にあるので第3種農地区分となり許可の対象となります。

申請に至った経緯ですが、30年ほど畑として耕作しておりましたが、相続により取得後は非耕作地になっており、今後の担い手もなく土地の有効利用活用を図るため、太陽光発電事業に利用するために申請に至りました。

事業計画は申請地へソーラーパネル228枚を設置し、太陽光発電事業を行う内容です。

年間発電量は、81,930キロワットアワーを見込んでいます。

給排水の計画はありません。

雨水は敷地内にて、地下浸透処理とします。

隣接の農地との境には盛土をして雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用しても問題はないと判断しました。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終ります。以上です。

議長 報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

続いて番号2番について石崎清委員の報告を求めます。

石崎清 委員 議案第3号、番号2番について調査班を代表して報告します。

申請人が所有する農地に一般住宅を建築するための申請です。

申請人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は市立東那須野中学校より南東へ200メートルに位置しています。

現地調査は6月20日、午前10時50分頃に行いました。

申請地の立地状況、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分になります。農地転用は原則不許可の区域ですが、既存集落に接続した住宅等建築は不許可の例外に該当します。

申請に至った経緯は、現在団地に住んでいますが、団地が平成32年に取り壊しが決定しております。来年度中に新しい居住先を決めなければならなくなり、高齢にもなったので娘と一緒に暮らしたいと思い、相続した申請地に住宅を建てることから申請に至ったものです。

事業計画は、申請地を既存宅地と一体利用する内容です。

上水道は市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽にて敷地内処理します。

雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。

敷地の周囲にL型コンクリート擁壁を設置し土砂の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断いたしました。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。以上です。

議長 報告が終わりました。

番号2番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので石崎清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

次に議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

番号1番について辻野京子委員の報告を求めます。

辻野京子 委員 議案第4号、番号1番について調査班を代表して報告します。

申請人は、平成29年6月に農地転用許可を取得しましたが事業完成とならず、新たな事業計画により農地転用をするための事業計画変更申請です。

申請人・土地の所在・地目・面積・変更計画の概要は議案書記載のとおりです。

申請地はJR那須塩原駅から北に約500メートルに位置しています。

現地調査は6月20日、午前10時25分頃に行いました。

変更の理由として当初計画人は、申請地に30平米の事務所を建築し、その後90平米の自宅兼事務所を建築する予定であったが、金銭面での折り合いがつかず、業務拡張に伴い、現在の自宅の実験室が手狭になったため、先に実験室のある90平米の自宅兼事務所を建築することとしたためです。

現地を確認した結果、この計画変更は、やむを得ないと判断しました。

地元調査員・調査班ともに変更相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので辻野京子委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更を承認することに決しました。

続いて番号2番について石崎清委員の報告を求めます。

石崎清 委員 議案第4号、番号2番について調査班を代表して報告します。

一時転用許可の期間延長のための事業計画変更申請です。

申請人・土地の所在・地目・面積・変更計画の概要は議案書記載のとおりです。

申請地はJR那須塩原駅から南へ2.5キロメートルに位置しています。

現地調査は6月20日、午前11時10分頃に行いました。

変更の理由は、那須塩原市発注の蛇尾川橋梁下部工事の迂回路のための転用の申請を行ったが、次の工事が発注されるまで迂回路が撤去できないため、転用期間を延長したいとの理由です。

事業完了に向けた計画が明確なことや、申請について地権者の同意も得ていることから、地元調査員・調査班ともに、4か月の計画延長は、やむを得ないと判断しました。

委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。以上です。

議長 報告が終わりました。

番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので石崎清委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については変更を承認することに決しました。

次に議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番及び2番について渡邊透委員の報告を求めます。

渡邊透 委員 議案第5号、番号1番、2番を続けて調査班を代表して報告します。

初めに番号1番について報告します。

売買による、申請地を宅地分譲とするための申請です。

譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は那須塩原駅より北西へ700メートルに位置しております。

現地調査は6月20日、午前10時45分頃に行いました。

申請地の立地状況、申請地は都市計画法上の第一種中高層住居専用地域内にあるので第3種農地区分となり許可の対象となります。

申請に至った経緯、申請地は土地購入希望者の多い那須塩原駅前の地区にあり、周辺の住環境も整っているため、宅地分譲地には最適であるため本申請に至ったとのことです。

事業計画は、申請地を2区画の住宅用地を整備する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。

周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接に農地はなく転用に問題はないと判断しました。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

続きまして、番号2番について報告いたします。



売買により申請地に一般住宅を建築するための申請です。

譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は那須塩原駅より北西へ800メートルに位置しています。

現地調査は6月20日、午前10時40分頃に行いました。

申請地の立地状況、申請地は都市計画法上の第一種中高層住居専用地域内にあるので第3種農地区分となり許可の対象となります。

申請に至った経緯、現在アパートに住んでいるが、子供ができ、両親とも一緒に住みたいと家を建てる計画をしたためとの事です。

事業計画は、申請地へ一般住宅を建設する内容です。

上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。以上です。

議長 報告が終わりました。

まず番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので渡邊透委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので渡邊透委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

続いて番号3番、4番について人見二三夫委員の報告を求めます。

人見二三夫 委員 議案第5号、番号1番、2番を続けて調査班を代表して報告をさせていただきます。

まず初めに番号3番について報告をさせていただきます。

売買により申請地を建売住宅用地にするための申請です。

譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は西那須野運動公園から南東に500メートルに位置しております。

現地調査は6月21日、午前9時20分頃に行いました。

申請地の立地状況といたしまして、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、既存集落に接続した住宅等の建築は不許可の例外に該当します。

申請に至った経緯といたしまして、住環境の整った地域で周辺が宅地化されています。分譲住宅として需要が十分見込めると判断いたしました。

事業計画といたしましては、事業計画は、申請地へ建売住宅7戸を分譲する内容です。

上下水道は市の施設を利用し、雨水は側溝で集水後、蕪中川第5幹線へ放流します。

周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接には農地はありますが転用に問題はないと判断いたしました。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。  
続いて、番号4番について報告させていただきます。

遺贈により申請地を一般住宅用地とするための申請です。

譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

譲渡人と譲受人の関係は、母と子の妻です。

申請地は西那須野塩原インターより南西へ約800メートルに位置しています。

現地調査は6月21日、午前9時10分頃に行いました。

申請地の立地状況といたしまして、申請地は、都市計画法上の準工業地域内にあるので第3種農地区分となり許可の対象となります。

申請に至った経緯といたしまして、亡き譲受人から遺贈を受けた申請地を住宅敷地の拡張として一緒に利用するという事です。

事業計画は、申請地を既存宅地と一体利用する内容です。

給排水の計画はありません。雨水は敷地内にて地下浸透処理といたします。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断をいたしました。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので人見二三夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

次に番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので人見二三夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

次に議案第6号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

番号1番について辻野京子委員の報告を求めます。

辻野京子委員

議案第6号、番号1番について調査班を代表して報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。

願い出地は那須塩原市立高林小学校から北へ約600メートルに位置しています。

現地調査は6月20日、午前9時40分頃に行いました。

願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されていなかったことを証する書類として、家屋評価証明書が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員・調査班とも非農地証明願いは証明相当として委員各位のご審議

を願ひし、報告を終ります。以上です。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので辻野京子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。

番号2番、3番について益子丈弘委員の報告を求めます。

益子丈弘 委員 議案第6号、番号2番、3番について一括して報告します。

非農地証明の願ひ出です。

願ひ出人・願ひ出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。

願ひ出地は市立豊浦小学校から西へ約500メートルに位置しています。

現地調査は6月20日、午前9時5分頃に行いました。

願ひ出地の現況宅地・宅地への進入路となっており、20年以上耕作されていなかったことを証する書類として、家屋評価証明書が添付されております。

証拠書類と現地を確認した結果、願ひ出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないことも判断いたしました。

以上のことから、地元調査員・調査班とも非農地証明願ひは証明相当として委員各位のご審議を願ひし、報告を終ります。

続きまして、番号3番について調査班を代表して報告申し上げます。

非農地証明の願ひ出です。

願ひ出人・願ひ出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。

願ひ出地は県立黒磯高等学校第2グラウンドから東に約50メートルに位置しています。

現地調査は6月20日、午前9時15分頃に行いました。

願ひ出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されていなかったことを証する書類として、家屋評価証明書が添付されております。

証拠書類と現地を確認した結果、願ひ出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないことも判断いたしました。

以上のことから、地元調査員・調査班とも非農地証明願ひは証明相当として委員各位のご審議を願ひし、報告を終ります。

議長 報告が終わりました。

まず番号2番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので益子丈弘委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については証明することに決しました。

次に番号3番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので益子丈弘委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については証明することに決しました。

次に議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号についてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。

議案書10ページから12ページが「利用権設定関係」の案件で5件、合計面積は、76,499平方メートルとなります。この内、12ページの1件が「中間管理事業」の対象となります。

続いて13ページが「所有権移転関係」の案件で3件、面積は21,630平方メートルとなります。

調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしているとのことから、市長への回答は決定として問題は無いと思われます。以上です。

議長 説明が終わりました。

このことについて質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第7号は事務局提案のとおり決定することに決しました。

次に議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により市が作成する農用地利用配分計画案の事前協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号についてご説明いたします。

議案書は14ページとなります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき作成されます農用地利用配分計画の案に対し同条第3項の規程により農業委員会の意見を求められたものです。

調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から、報告書を提出いただきましたが、対象の1件32,802平方メートルにつきましては同法第18条第4項に規定された計画認可要件を満たしているとのことから、計画案は妥当とする意見として問題は無いと思われます。以上です。

議長 報告が終わりました。

このことについて質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第8号の計画案は妥当として市長へ回答いたします。

次に議案第9号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の策定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第9号につきまして、ご説明いたします。

追加になっている議案書をご覧ください。

毎年行っております、活動計画になります。

平成28年の法改正に伴いまして、農業委員会における事務の実施状況について6月30日までに公表しなければならないとなっていることから、総会でご審議いただいております。

今月の追加案件となります。

資料1をご覧ください。

1番の農業委員会の状況につきましては、平成30年3月31日現在の状況でございます。

農家数・農業数は、ご覧のとおり農林業センサスに基づいて記載されております。

経営者数・耕地面積等についてもご覧のとおりでございます。

2番の農業委員会の現在の体制は、昨年度からの新体制でございます。

任期満了年月日を西暦に修正いたしました。

続ページをご覧ください。

II番、担い手への農地の利用集積・集約化でございます。

1番の現状及び課題といたしまして、平成30年3月現在における管内農地面積、9,640ヘクタール、これまでの集積面積、5,681ヘクタール、集積率58.93パーセントとなっております。

2番の平成30年度の目標及び活動計画でございます。

こちらは1番の現状にございました、これまでの集積面積5,681ヘクタールから5,851ヘクタール。このうち新規集積面積を170ヘクタールといたしまして、前年度実績を参考として、農業公社並びに農務畜産課等と目標を共有し、記載いたしました数値を設定させていただいております。活動計画には、今年度から実施予定の戸別訪問による、アンケート調査を追記してございます。

続きましてIII 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

1番、現状及び課題でございます。

平成27年度から29年度の新規参入者、経営数及びそれに伴う農地面積を記載いたしております。

2番の平成30年度の目標及び活動計画でございます。

参入目標数で経営体は指針の基になりました、総合計画の目標数で、参入目標面積は総合計画に出てきておりませんでしたので、3年間の平均の数字に目標経営体数を乗じた面積を設定してございます。

活動計画につきましては、新規就農者の情報を的確に収集し、就農に関する情報提供を行ってまいり所存でございます。

続きまして次のページをご覧ください。

IV番、遊休農地に関する措置でございます。

1番の現状と課題は、先程の2番の担い手への農地の利用集積・集約化と同様に管内の農地面積、遊休農地面積、割合を記載しております。

2番の平成30年度の目標及び活動計画につきましては、解消面積は指針の3年後の目標設定の1/3を記載してございます。

活動計画は、ご覧のとおりでございます。

続きましてV番、違反転用への適正な対応でございます。

1番の現状と課題はご覧のとおりでございます。

2番の平成30年度の活動計画につきましては、昨年は転用等の現地調査の際の月2回のパトロールを載せておりましたが、推進委員さんが昨年から新たに任命されましたので、通年で農業委員さんと推進委員さんによる随時パトロールの実施を記載してございます。

簡単ですが説明は以上となります。

委員各位のご審議をお願いしまして、ご報告は終了です。以上です。

議長 説明が終了しました。

このことについて 質疑、ご意見はございますか。

三本木直人 委員 II番、担い手への農地の利用集積・集約化の内容ですが、例えば1番の現状及び課題の中で管内農地面積、9,640ヘクタール。

この内集積した計算の仕方、集積はどの程度を基準にした面積を集積とするのか、教えていただければ。例えば1町歩の人が1坪でも借りれば集積となるのか。

事務局 II番、担い手への農地の利用集積・集約の面積は、これまでの担い手への農地の利用集積されている農地の総面積ということで、これは市農業公社で基盤法や中間管理で集積している面積が表されております。

三本木直人 委員 なぜ聞いたかと言うと、今うちの方で練貫・佐野・三本木圃場整備事業を進めているのですけれども、補助率が極端に変わってくるのですよ。

担い手へ一定規模の集積率を上げていくと補助率が97.5パーセントまで上がる事になる。

貴重な大事な事なので、ここで詳しい事を聞かなくてもいいのですが、集積とはどういうものを基準に言っているのかについて聞いてみました。あとで教えてもらえれば、それで結構です。

議長 他に 質疑、ご意見はございますか。

益子丈弘 委員 III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、2番の平成30年度目標及び活動計画にあるのですが、活動の計画のなかで新規就農者の情報を的確に収集し、就農に関する情報提供を行うとあるのですが、具体的に分かりましたら、分かる範囲で結構ですので教えていただきたいと思います。

事務局 2番の平成30年度目標及び活動計画の収集活動につきましては、今年度から農地利用最適化推進委員さんをお願いするアンケート調査を戸別訪問にて行う予定になっております。それにより集収して得た情報を提供する事を予定しております。

議長 他に 質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

他に無いようですので 事務局説明について ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第9号は事務局提案のとおり決定することに決しました。

以上で全ての議案が終了いたしました。

慎重審議いただきありがとうございました。

これもちまして、那須塩原市農業委員会第12回総会を閉会いたします。  
大変お疲れ様でした。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

1 番

---

3 番

---